

長時間労働
悩み サービス残業 退職勧告
休みが取れない
ハラスメント

ネットメディアで働くみなさんへ

職場で困っていることは
ありませんか？



労働組合が力になります！

ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

みなさん、こんにちは。

私たちは、日本新聞労働組合連合（新聞労連）とその加盟組合の新聞通信合同ユニオンです。

- ・様々な分野の労働相談を受け解決に向けて、取り組んでいます。
- ・新聞産業で働く人なら、個人でも入れる労働組合です。
- ・私たちの組合には、ネットメディアで働く仲間もいます。

サービス残業、退職勧奨、ハラスメントなど、職場での心配事、お困り事はありませんか？

4月20日、アメリカ・バズフィード社から従業員1,200人のうち15%を削減するとの発表がありました。私たちは、ネットメディアで働くみなさんにも様々な影響が出るのではないかと強く憂慮しています。

新聞労連には、経験豊かなスタッフが常駐しています。私たちが相談に対応し、力になります！
職場で解決しづらい問題について、ひとりで悩まず下記まで気軽にご連絡ください。

※相談内容の秘密は厳守しますのでご安心ください。

※契約形態に関わらずご相談ください。

連絡先：新聞労連（担当：加藤・杉村）

TEL: 03-5842-2201 / Mail: info@shimbunroren.or.jp

労働組合とは？

憲法で守られた団体で、労働組合をつくる権利（団結権）、団体交渉を行う権利（団体交渉権）、ストライキなど労働組合として行動する権利（団体行動権）が保障されています。

会社が組合に入るのを妨害したり、組合からの交渉の申し入れを正当な理由なく拒否したりした場合は、法違反となります。私たちは憲法で保障された正当な労働組合の権利を行使して、組合員の労働条件や労働環境を改善することを目的としています。使用者と労働者は雇う者と雇われる者という関係にあるため対等ではありませんが、労働組合として団結することで使用者と対等に交渉することができます。

こんな経験、ありませんか？ 違法・脱法です！今すぐ相談を！

チェックリストで確認してみましょう。

36協定は結ばれていますか。

労働時間に関して労働基準法で厳しく規制されています。36協定を締結せず残業させるのは違法です。また36協定にも一般条項と特別条項があり一般条項は最長月45時間までです。特別条項の場合も月単位、年単位で残業させられる時間には上限があります。

サービス残業をさせられていませんか。

サービス残業は労働基準法違反です。労基法は強行法規ですので仮に労使合意があったとしても、違法となります。

会社は労働時間をきちんと把握していますか。

タイムカードや電子媒体での客観的な労働時間管理は会社の義務です。

きちんと休みは取れていますか。

労働者には所定の休日のほかに有給で休む権利があります。近年の法改正により会社は最低でも年5日間、労働者に有給休暇を取得(消化)させなければなりません。

違法な退職勧奨は行われていませんか

多人数、長時間またはしつこい退職勧奨は違法です。

ハラスメント防止対策の規定はありますか。対応は適切ですか。

ハラスメント対策は会社の義務です。パワハラ、セクハラ、マタハラについて対策を取る必要があります。ハラスメント被害が出た際、会社は実効性のある対応を取らなければなりません。会社の対応が適切かしっかりチェックしましょう。

育児休業や介護休業はとれていますか。

会社は希望する従業員に対し、育児休業や介護休業を取得させる義務があります。会社にどんな理由があっても取らせなければ違法です。また、子どもの看護休暇や時短勤務についても取得させなければ違法となります。会社の対応が適切かしっかりチェックしましょう。

正社員と同じ労働をしているのに格差はありませんか。

非正規社員であることを理由に不合理な格差を設けることは違法です。

**新聞労連には、経験豊かなスタッフが常駐しています。私たちが相談に対応し、力になります！
職場で解決しづらい問題について、ひとりで悩まず下記まで気軽にご連絡ください。**

連絡先：新聞労連（担当：加藤・杉村）

TEL: 03-5842-2201 / Mail: info@shimbunroren.or.jp